

(様式2)
処分基準(不利益処分関係)

		担当課	水産課	検索番号	2 - 2
法令名	漁船法	根拠条項	19		
不利益処分	登録の取消し				
<p>(根拠規定) 漁船登録の取消しに係る処分基準の一部改正について (平成14年4月1日付け水産第850号農林水産部長通達)</p> <p>(処分基準)</p> <p>【 処 分 基 準 】</p> <p>漁船法第19条の規定による登録の取消しについては、漁船法第10条第1項の登録を受けた漁船が漁船法第19条の各号の一に該当する場合において、違法性の程度、業務内容の改善のための取組状況、登録を取り消さなかったときの影響等を総合的に勘案して、登録を取り消すかどうかを判断する。</p>					